別表-1

(1) 利用料金（原則としてご契約者負担はありません）

＊介護保険料の滞納等の場合には、下記の利用料金の全額を支払う事になります。
（契約書第８条参照）

要介護　１．２	１０，８６０円
要介護　３．４．５	１４，１１０円
処遇改善加算　（※１）	2.1%
初回加算　（※２）	３，０００円
退院・退所加算　（※３）	４，５００円
入院時情報連携加算Ⅰ（※４）	２，５００円
入院時情報連携加算　Ⅱ（※５）	２，０００円
緊急時等居宅カンファレンス加算　（※６）	２，０００円
ターミナルケアマネジメント加算　（※７）	４，０００円
通院時情報連携加算（※８）	５００円

※１　居宅介護支援費に対して、2.1%を乗じた単位数が加算されます。

※２：新規に居宅サービス計画を策定した場合
要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
要介護状態区分が　２段階以上変更となった場合

※３：医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

※４：入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合（提供方法は問わない）

※５:入院後、３日以内に当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合（提供方法は問わない）

※６:医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。

※７：利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者に状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施した場合

※８：利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合